

子どもの権利を守るためのしくみとは？



～救済機関の取り組みから考える～



日時：2024年7月6日(土) 13:30～16:30 参加費：500円

(研究会員無料)

会場：福岡市中央市民センター 視聴覚室

※どなたでもご参加いただけます

(福岡市中央区赤坂2丁目5-8)

令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律が目的とする子どもの権利条約の趣旨にのっとった子ども施策を推進するためには、子どもの権利状況をしっかりと把握し、権利が侵害された場合に救済されるしくみを作ることが不可欠です。福岡県では、子どもの権利救済の仕組みを盛り込んだ条例を制定して権利保障に努める意思を示した自治体が7つもあり、さらに増えようとしています。しかしながら子どもの権利救済活動が具体的にどのように行われているのか一般的には知られていないこともあって、権利救済の仕組みが効果的に利用されていない様子が見受けられます。

今回は、一昨年出版された書籍における「自治体の子どもの相談・救済機関のグッド・プラクティス」のとりまとめにかかわった柳さんから、子どもの権利救済活動の実践例をお話いただく予定です。また福岡県内の条例をつくったまちの状況も関係者から報告していただき、自治体の関係者と市民でともに子どもの権利救済について学びあい、意見交流できる場にしたいと考えています。

講師 柳 優香さん(弁護士、日弁連子どもの権利委員会人権救済小委員会委員長)

《事例・活動報告》

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

大西 良さん(筑紫野市子ども権利救済委員・那珂川市子どもの権利救済委員)

参加申込は、お名前、団体名(なければ無記入で)、住所・連絡先を、下記へメールか、電話でお知らせください。

◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会◆

＜申込み・問い合わせ先＞

事務局：世話人 宮本 (080-4281-8990)

武本 (090-1196-6393)

E-mail fkykodomokenri@gmail.com

HP <https://fky-kodomo-kenri.jimdofree.com/>

＜会場アクセス＞

●西鉄バス

「明治通り赤坂門バス停より徒歩約5分
国体道路警固町バス停より徒歩約3分

●地下鉄空港線

「赤坂駅」2番出口を出て、赤坂西交差点を左折(徒歩約5分)

●車

有料駐車場(数に限りがあります)
周辺に有料駐車場があります。